第1 基本的考え方等

1. 投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に対する検査の基本的考え方

(1) 検査の目的及び位置付け

証券市場は、企業が資金調達をするとともに、投資者が資産運用をする場として、 我が国経済において重要な役割を担っている。証券市場を通じて資源が最適に配分されるためには、証券市場が公正かつ効率的なものであることが大前提となる。また、 自己責任原則の下、資産運用を行う投資者の保護が図られるためには、ルールに従っ た取引が行われることが前提であり、この意味からも市場の公正性等の確保は欠くこ とができない。

証券行政は、このように経済の基礎的なインフラストラクチャーである証券市場に係る制度を整備し、その公正性と効率性を確保するとともに、投資者の保護を図ることにその源を発するものである。

投資者の資産を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する投資信託制度の下では、投資信託委託業者は、受益者の資産を有価証券等で運用する投資信託委託業又は投資法人の資産運用を行う投資法人資産運用業を営む。これらの業を営む者は、投資者の証券市場へのアクセスの担い手としての役割を担っており、市場の公正性と効率性の確保において重要な役割を果たすほか、投資者保護を図る上で重要な位置を占めている。また、投資法人制度の下では、投資法人において、ガバナンス機能が円滑な運営の下で適切に発揮されることが、投資者保護に資することになる。投資信託委託業者及び投資法人が信頼を失えば、投資信託制度・投資法人制度の根幹を揺るがし、証券市場に大きな影響を与えることに留意する必要がある。

一方、投資顧問業者も、証券市場において有価証券等の投資助言業務、投資一任業務を行い、投資者の証券市場へのアクセスの担い手としての役割を担っていることから、市場の公正性と効率性の確保において重要な役割を果たすほか、投資者保護を図る上で重要な位置を占めている。投資顧問業者が信頼を失えば、証券市場に大きな影響を与えることに留意する必要がある。

「投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)」及び「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「顧問業法」という。)」は、このような投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者(以下「投信・投資顧問業者」という。)の地位に鑑み、①一般の市場ルールとしての規制に加え、投資信託委託業者・投資顧問業者が運用機関としての特別な立場を利用した不正等を行わないよう、規制を定めるとともに、②受託者としての責任の観点から、投資者に対する忠実義務又は善管注意義務を定め、運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保を求めているところである。

投信・投資顧問業者に対する検査もこうした観点から、投資信託委託業者・投資法人にあっては「この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図る」(投信法第1条)との目的規定に照らし、「この法律の施行に必要な限度において」(投信法第39条、第213条)行い、また、投資顧問業者にあっては「業務の適正な運営を確保し、もって投資者の保護を図る」(顧問業法第1条)との目的規定に照らし、「この法律の施行に必要な限度において」(顧問業法第36条)行うものである。検査に際しては、公益及び投資者保護のため、十分な検査を行っているか、逆に、公益及び投資者の保護の観点からは、必ずしも必要のない点まで調査に及んでいないかについて、不断に問い直されなければならない。公益及び投資者保護のため、投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保は、検査を行うに際して、常に立ち返って確認されなければならない基本項目である。

他方、投信・投資顧問業者の経営は、市場経済の下に自律的な企業統治が行われる 独立した法主体として、その自己責任原則に則ったものであることが基本である。

投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保は、ひとり、 検査のみによって図られるべきものではない。運用の適正性及び業務の健全性・適正 性の確保により、投資者の保護等を図ることは、まず投信・投資顧問業者の自己責任 の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないものと考える。

投信・投資顧問業者の経営陣は、何よりもまず、内部管理体制を充実・機能させることにより、自らの責任において、運用の適正性及び業務の健全性・適正性を確保し、投資者の保護等を図るよう努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において、取締役の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、投信・投資顧問業者とは独立した視点に立って、財務諸表監査及びファンド監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く公開され、市場を通じた、投資者等による監視(市場規律による監視)を受けることとなる。

(注)投資顧問業者のうち、投資助言業者については、法令上、株式会社形態が求められていないため、監査機能を有していない者があること、株式会社形態である 投資一任業者であっても、法定監査の要件を満たさない者があることに留意する 必要がある。

(2) 投信・投資顧問業者に対する検査の基本原則

以上を踏まえると、投信・投資顧問業者に対する検査の基本的考え方は次のとおり となる。

投信・投資顧問業者に対する検査は、投信・投資顧問業者自身が自己責任原則に基づき整備・運用する内部管理体制等の下で、投信法や顧問業法等に定められた規制を

遵守しているかどうかの実態把握を厳正かつ的確に行うものである(事後監視の原則)。当局としては、検査を通じて、法令等遵守及び投信・投資顧問業者の自己責任に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要がある。さらに、自主規制機関である投資信託協会や日本証券投資顧問業協会が、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて投資者の保護を図ろうとしていることから、検査においても、投信・投資顧問業者における自主規制機関の行為規範の遵守状況は当然に検証されることとなる。また、公益及び投資者の保護に資する行為規範の趣旨は、非会員にあっても求められるものであり、検査において同様に検証されることとなる。

また、当局及び投信・投資顧問業者の限られた資源を有効に利用する観点から、検査は、内部管理・監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある(効率性の原則)。検査においては、監査役、会計監査人等と連携し、監査機能の一層の活用を図ることとする。投信・投資顧問業者の実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施することとする。

さらに、投信・投資顧問業者に対する検査は、公益及び投資者の保護を図るため、 その機能を十分発揮するように実施される必要がある(実効性の原則)。検査当局は、 検査において問題点を投信・投資顧問業者に対して的確に指摘するとともに、それが 適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局と緊密な連携 を維持することとする。

2. 投信・投資顧問検査マニュアルの基本的考え方

以上の基本的考え方を踏まえ、投信・投資顧問検査マニュアルの策定に際しては、 以下の点に配慮している。

(1) 法令等遵守状況及び法令等遵守態勢の的確な把握

法令等遵守状況及び法令等遵守態勢を把握する検査においては、公益及び投資者保護を達成する手段として、まず、法令等の遵守状況全般について点検することが求められている。投信法・顧問業法等の関係法令等においては、公益及び投資者保護の観点から、投信・投資顧問業者が遵守すべき事項が詳細に定められているところである。

また、法令等遵守態勢の確認にも重点を置くことは、次のような観点から公益及び 投資者の保護に資するものと考えている。

まず、法令等違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資することになる。また、検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資することにな

る。さらに、法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等遵守上問題の ある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することとなる。

検査マニュアルは、投信・投資顧問業者を実際に検査する際の具体的な着眼点の参考となるべきものや、個々の法令等の一般的な解釈等となるものを記載しており、検査官が詳細な投信・投資顧問業関係の法令等に係る遵守状況を把握する際の有用な手引きとなることに資するようにしている。ただし、必ずしも全ての事項を網羅しているものではなく、検査の実施に当たっては、その実情に応じ各検査官の創意工夫が欠かせないことに留意する必要がある。

検査マニュアルの項目は、あくまで法令等に違反する行為の端緒を見いだすものであり、実際に法令等に違反するおそれがある行為が把握された場合には、投信法・顧問業法等の関係法令、自主規制機関の諸規則等に照らして判断されるべきものであることは言うまでもない。

(2) リスク管理態勢の的確な把握

また、投信・投資顧問業を巡る諸情勢を踏まえ、検査マニュアルは、受託者として の責任の観点から投信・投資顧問業者のリスク管理態勢、特に運用リスクの管理態勢 の確認検査にも重点を置くこととしている。

金融システム改革による規制緩和・自由化が進められていく中にあって、私募投信 や投資法人制度の導入、運用規制の緩和・撤廃による運用手法の多様化・高度化が図 られ、さらには、運用対象資産の拡大、確定拠出年金制度の導入による利用者層の拡 大等、投信・投資顧問業界を取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした中にあって、運用の専門家としての投信・投資顧問業者は、自らの責任において投資運用財産の受託者として、パフォーマンスの結果のみならず、さまざまなリスク、特に運用に係るリスクを的確に把握管理し、最良の執行を行わなければならない。それを怠り、特に重大なリスク管理上の問題点があると認められる場合には法令違反にもつながるおそれもある。したがって、投信・投資顧問業者自らが責任をもってリスクを把握・管理していくことがますます重要になってきている。

証券市場に対する信頼を回復し、わが国の投資信託制度・投資法人制度、投資顧問業の発展を促すためにも、投信・投資顧問業者が受託者としての責任を果たしていくことの重要性を内外にアピールしていく必要がある。

このような状況の下で、投信・投資顧問業者に対する検査においては、法令等遵守 状況及び法令等遵守態勢のチェックは最も重要な要素ではあるものの、適切なリスク 管理態勢の確保という観点からの検査も実施していくこととする。

さらに、検査マニュアルは、自己責任原則という観点から、投信・投資顧問業者の 取締役会、監査役、会計監査人等が、内部管理・外部監査体制の中で、それぞれ、ど のような役割を担うことが適切か等、責任の所在を意識したものとなっている。特に、 経営陣自身が、投信・投資顧問業者の抱える法令等遵守上の弱点やリスクの特性を十分理解し、必要な資源配分を行い、かつ、適切な内部管理等を行っているか否かを確認していく、いわゆるトップダウン型の検査方式を念頭に置いている。

このため、投信・投資顧問業者の自己責任に基づく経営を促す観点から、これを公表することとするとともに、投信・投資顧問業者の自己管理にも使用しやすいチェックリスト方式も採り入れている。

このように、検査マニュアルは本来的には検査官のための手引書であるが、投信・ 投資顧問業者においても、この検査マニュアルを参考とし、投信・投資顧問業者の役 職員の法令等の理解の促進及び法令等遵守意識の徹底を図ることに加え、受託者とし ての責任を果たすことの重要性の認識を高めることにも活用されることを期待してい るものである。

3. 投信・投資顧問検査マニュアルの位置付け等

投信・投資顧問検査マニュアルは、あくまでも検査官が投信・投資顧問業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資顧問業者においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資顧問業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が投信・投資顧問業者の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を直ちに法的に義務付けるものではない。特に、リスク管理態勢に係るチェック項目は、原則として投資法人及び投資助言業者には適用されないことに留意する必要がある。また、マニュアルの適用に当たっては、投信・投資顧問業者の規模、業務範囲や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が投信・投資顧問業者においてなされていない場合であっても、投資者の保護等を図る観点から、投信・投資顧問業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは投信・投資顧問業者の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に投信・投資顧問業者と十分な意見交換を行う必要がある。

第2 チェックリスト等

第1編 投信・投資一任業者

- I. 法令等遵守
 - (1)法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ・ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ・直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - ・電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
 - (2)運用の適正性確保のための態勢の確認検査用チェックリスト
 - 不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト

Ⅱ. リスク管理態勢

- (1)リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)
- (2)運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
 - 不動産投資リスク管理態勢確認検査用チェックリスト
- (3)事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (4)システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
 - ・電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認用チェックリスト

第2編 投資法人

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

第3編 投資助言業者

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト